

広告

中日教えてナビでは  
様々なジャンルの専門家が  
皆さんの相談にお答えします。



# その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

中日教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営  
株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局  
TEL.052-239-1226  
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

浮嶋 昌久  
愛知県名古屋市  
(株)ソレア



太陽光発電の専門家

近藤 憲史  
愛知県豊田市  
こんどう矯正歯科



矯正歯科の専門家

神谷 佳希  
愛知県額田郡  
神谷総合事務所



不動産登記、売買・贈与の専門家

## 紙面出張 Q&A

### 登記・相続の専門家



司法書士  
登記・相続・債務整理に精通

司法書士法人ながしま事務所

長島 潤

愛知県岡崎市



遺言書を作ろう  
とっています

親族が多いので、相続トラブルにならないように遺言書を作成したいと思っていますが、どうするのが良いでしょうか？



「公正証書遺言」  
がお勧め。

公正役場で遺言書を作成する「公正証書遺言」を残しておくのがお勧めです。

公正証書遺言には、裁判所がお墨付きを与えたのと同じ効果があり、検認の必要はありません。遺言者が亡くなった後、遺言書と、亡くなった人の戸籍を持っていけば、銀行預金の解約もできますし、不動産の名義変更も可能です。相続を受ける人以外の人に

知られることなく進められる点もメリットでしょう。

公正証書遺言を作成するための費用は、資産の額によって変わり、3万円〜20万円ほどになります。証人が2人必要で、家族は認められません。司法書士が証人となる場合もあります。

公正役場で遺言書を作成してもらった場合には、戸籍(遺言する人・受け取る人)、遺言者の印鑑証明、実印を持参する必要があります。また、資産がどれだけあるのかが分かるものも必要です。

今年7月より、自筆証書遺言(手書きの遺言)を法務局で保管してもらえ、制度が始まります。この保管制度を利用することも有効ですが、より確実な遺言を、ということであれば、公正証書遺言の方が適していると考えます。